

変更後の使用料規程

第1章 総則

1 本協会の管理する著作物の使用料は、下記の区分により、第2章第1節から第17節に定める額とする。

- (1) 演奏等 (2) 放送等 (3) 映画 (4) 出版等
- (5) オーディオ録音 (6) オルゴール (7) ビデオグラム (8) 有線放送等
- (9) 貸与 (10) 業務用通信カラオケ (11) インタラクティブ配信
- (12) B G M (13) CDグラフィックス等
- (14) カラオケ用ICメモリーカード (15) 広告目的で行う複製
- (16) ゲームに供する目的で行う複製 (17) その他

(以下省略)

第2章 著作物の使用料

(省略)

第4節 出版等

著作物を印刷、写真、複写その他の方法により可視的に複製する場合又は機器を用いて著作物を可視的に表示するために電磁的記録その他の方法により複製する場合（公衆送信を伴い複製する場合又は第15節が適用される場合を除く。）の使用料は、これにより製作される複製物（以下「出版物等」という。）の種類又は目的に応じ、次により算出した額に消費税相当額を加算した額とする。

(省略)

(出版等の備考)

① (省略)

② 外国の著作物の利用について、使用料を委託者がその都度指定することとして

いるときは、本節の規定にかかわらず、その額とする。

(以下省略)

第5節 オーディオ録音

CD、LPレコード、録音テープ、MD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー、ICメモリーカード、CD-ROM等の録音物（以下本節において「CD等」という。）に著作物を専ら音声のみ利用する場合（第15節又は第16節が適用される場合を除く。）のCD等1枚（本）あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(以下省略)

第6節 オルゴール

オルゴールに著作物を利用する場合（第15節が適用される場合を除く。）の使用料は、当該機械1個につきその庫出価格(消費税額を含まないもの)の $\frac{7}{100}$ に、消費税相当額を加算した額とする。ただし、特殊オルゴールについては、その使用料を当該機械装置1個につきその価格（消費税額を含まないもの）の $\frac{10}{100}$ に、消費税相当額を加算した額とする。

(以下省略)

第7節 ビデオグラム

著作物を録音し、ビデオグラム（ビデオテープ、ビデオディスク、DVDなどに影像を連続して固定したものであって、映画フィルム以外のものをいう。以下同じ。）を製作する場合（第3節、第15節又は第16節が適用される場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(以下省略)

第13節 CDグラフィックス等

音声と共に歌詞や楽譜がディスプレイに表示されるCD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー等（以下本節において「CDグラフィックス等」という。）に著作物を利用する場合（第15節又は第16節が適用される場合を除く。）のCDグラフィックス等1枚（本）あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

（以下省略）

第14節 カラオケ用ICメモリーカード

専らマイク一体型カラオケに用いられ、音声と共に歌詞がディスプレイに表示されるICメモリーカード（以下本節において「カラオケ用ICメモリーカード」という。）に著作物を利用する場合（第15節又は第16節が適用される場合を除く。）のカラオケ用ICメモリーカード1枚あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

（以下省略）

第15節 広告目的で行う複製

第3節から第7節まで、第13節又は第14節に該当する複製利用のうち、著作物を広告に利用する目的（以下本節において「広告目的」という。）で複製する場合の使用料は、委託者が額を指定するときは、その金額に消費税相当額を加算した額とする。

（広告目的で行う複製の備考）

- ① 広告目的で行う複製とは、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語、企業形態、企業内容、企業イメージ等を広告主が必要とする間、広く一般に知らしめるため、広告主の発意により制作する広告、広報、又は意見広告等に利用することを目的として、著作物を複製することをいい、コマーシャル送信用録音を含むものとする。
- ② コマーシャル送信用録音とは、①のうち、放送、有線放送又はインタラクティブ配信において使用することを目的として、著作物を複製することをいう。
- ③ 広告目的で行う複製において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第3節から第7節まで、第13節又は第14節のうち、それぞれ該当する節の規定によるものとする。この場合において、コマーシャル送信用録音は、第7節（影像を伴わない場合は第5節）の規定によるものとする。

第16節 ゲームに供する目的で行う複製

第5節、第7節、第13節又は第14節に該当する複製利用のうち、著作物をゲームに供する目的で複製する場合の使用料は、委託者が額を指定するときは、その金額に消費税相当額を加算した額とする。

(ゲームに供する目的で行う複製の備考)

- ① ゲームに供する目的で行う複製とは、ゲームソフトへの録音及び業務用ゲームに供する機器等への録音をいう。
- ② ゲームソフトへの録音とは、テレビゲーム機等の影像を伴うゲーム機に用いる記録媒体に著作物を複製することをいう。
- ③ 業務用ゲームに供する機器等への録音とは、影像を伴わない業務用ゲーム機に用いる記録媒体に著作物を複製することをいう。
- ④ ゲームソフトへの録音において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第7節の規定によるものとする。
- ⑤ 業務用ゲームに供する機器等への録音において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第5節、第13節又は第14節のいずれか該当する規定によるものとする。

第17節 その他

(省略)

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章 総則、第2章 第15節 広告目的で行う複製、第16節 ゲームに供する目的で行う複製の規定については、平成28年4月1日から実施する。

以上